

釧路市国民健康保険からのお知らせ

問合せ 市役所国民健康保険課保険担当 (☎31-4527)

新しい国民健康保険証を発送します

21(令和3)年8月1日から有効の国民健康保険証(保険証)を7月中旬に発送します。

新しい保険証の色は「えんじ色」です。世帯の加入者の保険証をまとめて世帯主宛てに発送しますので、有効期限が切れた保険証(緑色)は、自分で破棄していただくか、市役所防災庁舎2階9番窓口(国民健康保険課)、各行政センター市民課、各支所までお届けいただくようお願いします。

また、10月までに本格運用の開始が予定されているマイナンバーカードの保険証利用に対応するため、現在世帯単位で付番されている被保険者記号・番号に加え、個人単位で2桁の枝番が付与されます。

この枝番は、今回発送する保険証の他、21(令和3)年8月から使用する限度額適用・標準負担額減額認定証(限度額適用認定証)、特定疾病療養受療証に記載されることとなります。

(21(令和3)年4月以降に保険証等を発行した方にはすでに記載されています)

マイナンバーカードの保険証利用について

顔認証付きカードリーダーが設置された医療機関・薬局では、保険証に加え、マイナンバーカードを保険証として利用できるようになりますが、本格運用の開始は10月までにとされています。

運用開始時期については市ホームページなどでお知らせします(運用開始後においてもカードリーダーが設置されていない医療機関・薬局では、引き続き保険証が必要となります)。

マイナンバーカードの保険証としての利用には事前登録が必要で、スマートフォンやカードリーダー付きのパソコンを使用していきます。

スマートフォンやカードリーダー付きのパソコンをお持ちでない方は、ご加入の健康保険に合わせて市役所の各担当窓口でも支援を行っていますので、お問い合わせください。

問合せ先

- 国民健康保険に加入の方は…
市役所防災庁舎2階9番窓口(国民健康保険課)
- 後期高齢者医療保険に加入の方は…
市役所防災庁舎2階11番窓口(医療年金課)



※限度額適用認定証、特定疾病療養受療証には、現在の様式の番号欄の中に、(枝番)XXと記載されます。



利用申込はカンタン! 今すぐ申込可能

まずは必要なものをチェック!

- ①申込者本人のマイナンバーカード + あらかじめ市区町村窓口で設定した暗証番号(数字4桁)
- ②マイナンバーカード読取対応のスマホ(又はPC+ICカードリーダー)
- ③「マイナポータルAP」のインストール

STEP 1 ●ブラウザで「マイナポータル」と検索し、マイナポータルへアクセスする。
※「マイナポータルAP」は開けてください。

STEP 2 ●「健康保険証利用の申込」の「利用を申し込む」をクリックする。

STEP 3 ●利用規約等を確認して、同意する。
※併せて、マイナポータルの利用者登録が行えます。

STEP 4 ●マイナンバーカードを読み取る。
数字4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードをスマホにぴったりと当てて、読み取り開始ボタンを押します。

申込完了!!

マイナンバーPRキャラクター マイナちゃん

ここをクリック!

国民健康保険限度額適用認定証の申請が7月26日(月)から始まります

問合せ先 市役所国民健康保険課保険担当 (☎31-4527)

外来や入院で高額な医療費が掛かる場合、「限度額適用認定証」を医療機関などに提示すると支払いが自己負担限度額までとなります(住民税非課税世帯の方は、入院時の食事代も軽減されます)。

20(令和2)年度の認定証の有効期限は7月末日までとなっていますので、必要な方は申請してください。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、郵送での申請を推奨しています。申請書を郵送しますので、詳細はお問い合わせください。

●70歳未満の方

申請受付 7月26日(月)～
必要書類 保険証、本人確認ができるもの、マイナンバーを証明するもの
申請先 市役所防災庁舎2階9番窓口(国民健康保険課)、各行政センター市民課、阿寒湖温泉支所

●70歳～74歳の方

対象の方には、7月中旬に発送する「被保険証兼高齢受給者証」に申請書を同封します。必要事項を記載の上、返送してください。

傷病手当金の適用期間を9月30日(木)まで延長しました

国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している被用者の方が、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした場合に支給する傷病手当金適用期間を21(令和3)年9月30日(木)まで延長しました。

詳細は市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

【国民健康保険に加入の方は】

市役所国民健康保険課保険担当 (☎31-4527)

【後期高齢者医療に加入の方は】

市役所医療年金課医療給付担当 (☎31-4526)

ご存じですか? 「ポリファーマシー」

●ポリファーマシーとは

必要以上に多くの薬を服用しているために、副作用を起こしたり、きちんと薬が飲めなくなったりしている状態のことです。単に服用する薬の数が多いことではありません。



薬の情報を1冊のお薬手帳に!

ポリファーマシーを解決するための一つに、薬剤の管理を行えるお薬手帳があります。自分の処方されている薬がわかるように、お薬手帳は1冊にまとめ、受診の時には忘れずに持参しましょう。